

第5章 景観重要公共施設の整備に

関する事項 〔景観法第8条第2項第4号〕

第1節 基本的な考え方

地域の骨格となっている国道10号、東九州自動車道の主要な道路、小丸川等の河川や公共施設（景観法第8条第2項第4号口に規定する特定公共施設）などは、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであるため、その整備に当たっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設および将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置付け、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

また、国や県に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

第2節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、公共施設管理者との協議の上、景観重要公共施設を指定します。

【指定基準】

- ①町の景観の骨格をなしている。
- ②住民にとって景観形成上、重要と考えられている。
- ③地域の景観の核として親しまれている、もしくは親しまれることが十分予想される。

第3節 景観重要公共施設の整備に関する考え方

公共施設管理者と協議の上、長期的な視点も含めた景観形成方針、施設特性に合った実現可能な具体的事項を、施設の事業段階や政策的な位置付けに応じて定めることとします。

第4節 協議の要領

景観重要公共施設の整備の際には、景観計画の「景観形成に関する方針」ならびに「景観重要公共施設の整備の事項」に基づいて計画・設計し、工事着手前に協議書を提出することとします。

